平成２８年（フ）第５２５号
栃木県宇都宮市簗瀬４丁目９番20号　高橋ハイツ102号
破産者　大朏　弘之
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７５号
栃木県小山市大字粱1392番地１
破産者　大塚　　努
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５１２９号
東京都練馬区関町北２丁目３―20―505
破産者　肥高　　稔
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５５４１号
東京都江東区南砂４丁目４－１―1105
破産者　小藤　　淳
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８０５号
東京都大田区南馬込４丁目17―４―201
破産者　遠山　一美
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９６８号
東京都葛飾区お花茶屋３―10―８―204、開始決定時の住所東京都葛飾区立石５丁目28―７―701
破産者　清野　　實
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１７５号
東京都中野区中野５丁目１番８号　ビレッジ中野101号室
破産者　株式会社エフエスティ
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２０５号
東京都港区西新橋３丁目24番６号
破産者　株式会社ウエダユニテク
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２０６号
神奈川県横浜市磯子区岡村１丁目20―１―223
破産者　上田　敏彦
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２４４号
東京都練馬区高野台２丁目６―20―501
破産者　白根二三夫
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３３号
東京都台東区柳橋２丁目13番８―101号
破産者　株式会社泰正
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３４号
茨城県神栖市柳川3095―２―103
破産者　阿部　泰豊
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３３５号
茨城県神栖市柳川3095―２―103
破産者　阿部　裕美
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４０８号
東京都板橋区新河岸３丁目８番８号
破産者　山文印刷有限会社
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４０９号
埼玉県和光市白子３丁目18―１―206
破産者　森山　安麿
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４１４号
東京都中野区江原町２丁目31番13号　第一喜光マンション206号室
破産者　株式会社アトリエミス
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４１５号
埼玉県入間市扇町屋２丁目７　Ａ―308
破産者　藤野　恒雄
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６１号
東京都足立区西新井１丁目20番５―601号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区千束３丁目７番５号
破産者　有限会社フウトウデザインオフイス
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６２号
東京都足立区西新井１丁目20―５―601
破産者　風當　一郎
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５０１号
東京都荒川区東日暮里６丁目49番17―202号
破産者　有限会社リードマン商事
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８５０２号
東京都千代田区岩本町２丁目14番４号
破産者　株式会社エムアンドピー
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部